機密保持契約書

〇〇（以下「甲」）とKYCコンサルティング株式会社（以下「乙」）は、甲乙互いに情報開示の際の機密保持等について、以下の通り機密保持契約（以下「本契約」）を締結する。ここで機密情報を開示する者を「開示者」、機密情報の開示を受ける者を「被開示者」という。

第１条　目的

本契約は、乙から甲へ供する情報提供業務、コンサルティング業務、その他打ち合わせ等によって生じたこれらに付随する業務に関して、それぞれ供する情報を互いに開示する際の条件を定めることを目的とする。

第２条　秘密情報

本契約において「秘密情報」とは、秘密である旨の明示、黙示を問わず、本契約期間中に甲乙互いに開示、交換し、または自ら知り得た有形無形の全ての情報をいう。

２　前項の規定にかかわらず、被開示者が次の各号の一に該当することを証明することのできる情報は秘密情報には含まれないものとする。

1. 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後被開示者の責によらずして公知となった情報
2. 被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
3. 開示の時点ですでに被開示者が保有している情報。ただし、甲乙間にて締結された他の契約により秘密保持義務または目的外使用禁止義務を負っている情報については当該契約の定めに従うものとする。
4. 被開示者が開示された情報によらずして独自に取得した情報
5. 開示者が第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
6. 管轄官公庁もしくは法律の要求により開示された情報

３　本契約における第三者とは甲の役員・従業員ならびに甲または乙のいずれかが指定し相手方が同意した者（以下「従業員等」）以外の者をいう。

第３条　個人情報

本契約において「個人情報」とは本契約期間中に甲および乙が本件業務に関し知得した一切の個人情報をいう。

第４条　機密情報

第２条の秘密情報並びに第３条の個人情報を合わせて 「機密情報」という。

第５条　機密保持義務

甲乙は開示された機密情報を機密として保持し当該情報を開示者の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示または漏洩しないものとする。

２　甲乙は本件業務に関し個人情報を取り扱う必要がある場合は個人情報の保護に関する法律に基づき厳正に取り扱うものとする。

３　甲乙は機密情報を含む物件を紛失した場合には直ちに相手方に対し連絡するものとする。

４　甲乙は第１条記載の目的のために必要な場合のほか機密情報または機密情報を含む物件について複製・複写・翻案・翻訳等の行為をしない。

５　甲乙は本契約に規定されている機密保持義務について自己の従業員等に遵守させる。

第６条　目的外使用禁止

甲乙は開示された機密情報を本件業務の目的にのみ使用するものとし当該情報を開示者の書面による事前の承諾を得ることなく他の目的にも使用しないものとする。

第７条　他契約との関係

本契約は甲乙間で締結された他のいずれの機密の保持に関する契約にも影響を及ぼさないものとする。

第８条　有効期間

本契約の有効期間は、２０２１年〇〇月〇〇日から２０２２年〇〇月〇〇日までとする。ただし期間満了の１カ月前までにいずれかの当事者からも別段の意思表示がない場合は自動的に１年間継続されるものとし以後この例による。

２　前２項の規定にかかわらず本契約が期間満了、解除等により終了した場合においても第２条から第６条までに関しては本契約終了後５年間、個人情報に関しては期間の定めなく有効に存続するものとする。

第９条　合意管轄

本契約は日本法に準拠するものとし本契約に関する一切の訴訟は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条　協議事項

本契約の定めのない事項本契約の規定に関する疑義及び本契約の変更については、甲乙協議の上誠意をもってこれを決定する。

第11条　損害賠償責任

甲乙は本契約の履行に関し自己の故意もしくは過失により相手方に損害を与えた場合にはその損害を賠償するものとする。

以上、本契約の成立を証して本契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

　２０２１年　　月　　　日

（所在地）

　　　　　　　　　　　　甲（名　称）

　　　　　　　　　　　　　（代表者）

（所在地）　東京都千代田区有楽町1-6-3

日比谷頴川ビル6階

乙（名　称）　KYCコンサルティング株式会社

　（代表者）　代表取締役　飛内　尚正